

## 申請にあたっての注意事項

1. 自己負担限度額はこのフォームで申請された日の月の初日から適用されます。  
(※申請された月より前に遡っての適用はできません。)  
市民税非課税世帯で過去1年間に90日以上(市民税非課税の期間中)の入院がある方はこのフォームで申請された日の翌月の初日から長期入院該当が適用されます。
2. 限度額適用(標準負担額減額)認定証について、70歳以上の方で所得区分が「一般」および「現役並み所得者Ⅲ」に該当される方は不要です。要否については、事前に保険年金課給付係(042-335-4044)までお問合せください。上記の区分に該当される方は、被保険者証と高齢受給者証を提示することで自動で限度額が適用されます。
3. 本人確認書類や被保険者証を撮影される時は余白をできる限りなくすように撮影してください。画像データの本人確認書類等の記載事項が鮮明でない場合は、手続きできない場合があります。
4. 別世帯の方はこのフォームからは申請することができません。別世帯の方が申請される場合は、委任状をご用意の上、保険年金課給付係(042-335-4044)までご連絡ください。
5. 紛失や住所変更などの再交付はこのフォームからは申請することができません。保険年金課給付係(042-335-4044)までご連絡ください。
6. 税申告が未申告の方はこのフォームからは申請することができません。
7. 国民健康保険税に滞納がある方は申請することができません。
8. 直近、2週間以内に納期限の過ぎた国民健康保険税をQRコードもしくはモバイルレジで納付された方は、納付状況の確認が取れ次第、送付いたします。  
(※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)
9. 住民基本台帳の世帯主の住所または送付先指定をされている住所に郵送します。(※送付先指定は事前に別途申請が必要です。)